紀の川市ホームページ有料広告掲載取扱基準

平成１９年２月１日

（趣旨）

第１条　この基準は、紀の川市広告事業実施要綱（平成１９年紀の川市告示第５号。以下「要綱」という。）及び紀の川市広告事業実施基準に基づき、紀の川市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（広告の内容）

第２条　広告は、ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、申請者の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱及び紀の川市広告事業実施基準の規定に準ずるものとする。

２　広告の規格は、次のとおりとする。

（１）縦５０ピクセル×横１９０ピクセル

（２）４ｋバイト以内

（３）ＧＩＦ形式

（４）アニメーションは、可とするが点滅するものは部分的なものも含め不可

（５）前各号に掲げるもののほか、利用者に誤解を与え、又は誤解を与えるおそれのある表現のものは不可

（広告の掲載位置等）

第３条　広告の掲載位置は、ホームページのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。

（広告の掲載期間）

第４条　広告の掲載は１月を単位とする。

２　広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。

３　広告掲載期間に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長は行わないものとする。

（広告掲載希望者の募集）

第５条　広報紙及びホームページ等により、広告の掲載希望者を公募するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、法人等に対し広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込み）

第６条　ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、紀の川市有料広告掲載申込書（様式第１号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の２月前の２５日までに、市長に提出しなければならない。

２　広告の申込みは、１月につき１件とする。ただし、同一広告原稿において、連続する複数月の申込みをすることができる。

３　連続する複数月の掲載を申込む場合は、１２月を越えてすることができない。

（広告掲載の決定）

第７条　市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

２　前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、掲載枠を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、抽選により決定するものとする。

３　市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申請者に紀の川市有料広告掲載決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（広告掲載料）

第８条　広告掲載料は、１月１件当たり１０，０００円とする。

（広告掲載料の割引）

第９条　広告掲載料は、一の申込みで３月から５月の申込みの場合は、１月当たり８，０００円とし、６月以上の申込みの場合は、１月当たり７，０００円とする。

（広告掲載料の納入）

第１０条　広告掲載料は、掲載の決定後、掲載前月の１０日までに全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第１１条　既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、申請者の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

（申請者の責任等）

第１２条　広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

２　広告原稿等の作成経費は、申請者の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第１３条　市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

（２）広告主又は広告内容が不適当と判断した場合

附　則

この基準は、平成１９年２月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日）

この基準は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２６日）

この基準は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１３日）

この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月１２日）

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。